

愛光学園同窓会 旅費規程

第1条 本規則は、会長の命により同窓会の用務のため、役員、その他関係者が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定める。

第2条 旅費の支給対象は、会長が認めたものに限る。

第3条 旅費宿泊費は、常任理事会で承認された別紙1の定額を支給する。

第4条 該当の用務である会議参加費等は実費とする。

第5条 日当は支給しない。

第6条 旅費宿泊費は原則として立替払いとし、事後、請求書を添えて事務局に請求する。

2 旅費の請求に関する事項で本規則に定めがない場合は会長の決裁とする。

第7条 本規則の改定は、常任理事会で決議するものとする。

附則 1. 本規則は、令和6年9月13日より施行する。